

## 多賀城市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市教育委員会教育長から同条第12項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年8月21日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 根本 朝栄

### 記

- 1 監査対象部署  
教育委員会事務局
- 2 監査結果の報告日  
令和元年7月23日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日  
令和元年8月8日
- 4 措置状況報告の内容  
別紙のとおり

## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和元年5月21日
- 3 監査対象部署 学校教育課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	平成29年度学校給食費実費徴収金の滞納繰越分について、歳入調定の金額に誤りがあった。	<p>未納となっていた学校給食費については、令和元年5月29日に高崎中学校より5,000円、同年5月31日に第二中学校より8,872円の納入が完了した。</p> <p>誤りがあった13,872円分の歳入調定(変更)については、取消し処理を行った。</p> <p>今後の対策として、学校では、保護者からの口座振替による納入を徹底し、現金での支払いについては細心の注意を払う。また、複数の職員で給食費を管理し、誤りを防止する。</p> <p>学校教育課では、歳入調定の金額について確認を行うとともに、学校同様、複数の職員で給食費の納入を管理し、誤りを防止する。</p>

# 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和元年5月27日
- 3 監査対象部署 生涯学習課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	教育財産使用料及び学校開放施設設備維持徴収金の歳入調定の時期に誤りが見られた。	平成31年度以降の事務処理については、指導事項に基づき、適切に処理を行うとともに、課内において指導事項等の情報共有を行い、誤りを防止する。

## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

1 監査の種類	定期監査
2 監査実施日	令和元年5月30日
3 監査対象部署	教育総務課
4 措置内容	

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	教育財産に係る使用料の納期について、許可を行った日から1月以内の日とされていなかった。	平成31年度以降の事務処理については、指摘事項に基づき、適切に処理を行うとともに、課内において、指導事項等の情報共有を行い、誤りを防止する。
2	指導	平成30年度電気料実費徴収金の請求額決定時期に誤りが見られた。	平成31年度以降の事務処理については、指摘事項に基づき、適切に処理を行うとともに、課内において、指導事項等の情報共有を行い、誤りを防止する。
3	指導	教育財産の無償貸付について、使用許可が行われていなかった。	平成31年度以降の事務処理については、指摘事項に基づき、適切に処理を行うとともに、課内において、指導事項等の情報共有を行い、誤りを防止する。
4	指導	使用期間が1年を超える教育財産の使用許可の起案について、決裁区分に誤りが見られた。	決裁区分の誤りについて、令和元年8月2日に起案文書26件に係る決裁権者を、課長から副教育長への訂正を行った。また、今後の対策として、多賀城市事務決裁規程、及び多賀城市教育委員会事務決裁規程等の再確認を行い適正に処理をするとともに、課内において、指導事項等の情報共有を行い、誤りを防止する。
5	指導	教育財産使用許可申請書について、主管課又は教育機関使用欄に記載及び押印がされていなかった。	令和元年8月2日に教育財産使用許可書について、主管課又は教育機関使用欄に教育総務課長印を押印し補正を行った。また、今後の事務処理については、指摘事項に基づき、適切に処理を行うとともに、課内において、指導事項等の情報共有を行い、誤りを防止する。
6	指導	業務委託の実施決定起案について、市長公室長及び市長公室長補佐（財政経営担当）の合議がされていなかった。	令和元年8月2日に市長公室長及び市長公室長補佐（財政経営担当）印を合議欄に押印した。また、今後の事務処理については、指摘事項に基づき、適切に処理を行うとともに、課内において、指導事項等の情報共有を行い、誤りを防止する。

## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和元年5月31日
- 3 監査対象部署 文化財課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	使用期間が1年を超える教育財産の使用許可の起案について、決裁区分に誤りが見られた。	決裁区分の誤りについて、令和元年7月24日に起案文書8件に係る決裁権者を、課長から副教育長への訂正を行った。また、今後の対策としては、多賀城市事務決裁規程、及び多賀城市教育委員会事務決裁規程等の再確認を行い適正に処理をするとともに、課内において、指導事項等の情報共有を行い、誤りを防止する。